

市内公立幼稚園、小・中学校の再開について

埼玉県教育委員会の学校再開の基本的考えを受け、6月1日（月）より市内公立幼稚園、小・中学校を再開します。

I 幼稚園、学校再開について

1 学校再開日及び方法について

(1) 学校再開日（予定日）…6月1日（月）

(2) 学校再開の方法

基本的に分散登校とする。ただし、小規模校など、教室内において身体的距離を1～2m確保できることを基準とし、密集を避けることが可能な学校については一斉登校も可能とする。

【分散登校の学校】

飯能第一小、加治小、富士見小、加治東小、双柳小、美杉台小

飯能第一中、飯能西中、加治中、美杉台中

【一斉登校の学校】

名栗幼稚園、飯能第二小、南高麗小、精明小、原市場小、奥武蔵小、名栗小

南高麗中、原市場中、奥武蔵中、名栗中

2 分散登校の方法について

学級を概ね半数程度に分け、1日おきの登校とする。分け方については学校の実態に応じてとする。

3 分散登校の期間について

概ね1か月程度とするが、国、県の動向によっては分散登校の期間を変更することもある。今のところ6月26日（金）までを予定しているが、短縮、延長する場合もある。

4 分散登校を行う学校における子供の学校預かりについて

(1) 授業日で学校に登校しない日について

- ① 原則、家庭で過ごすこととする。ただし、特別な理由で子どもが家で過ごすことができない場合のみ、学校で預かることとする。
- ② 中学校区で相談し、中学校の学習支援員を学校預かりの多い小学校に派遣する。
- ③ 午後まで預ける場合、家庭に弁当、水筒の持参を依頼する。

II 児童生徒、教職員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断された場合

原則、以下のとおりとするが、保健所の指導を受けて休校等の措置について決定する。

1 児童生徒、保護者

(1) 児童生徒

- ① 一つの学級で児童生徒が陽性者と診断された場合、学級閉鎖とする。
- ② 複数学級で児童生徒が陽性者と診断された場合、休校とする。

(2) 保護者

保護者が陽性者と診断された場合、児童生徒は出席停止とする。

2 教職員、家族

- (1) 教職員が陽性者と診断された場合、職専免とする。
- (2) 教職員の家族が陽性者と診断された場合、特別休暇とする。

3 感染者が発生した場合の学校の報告や判断に関すること

- (1) 発生時の対応について
 - ① 学校は、児童生徒、その家族、教職員に感染者が発生した場合は、直ちに保健所、学校医、教育委員会への一報を行う。
- (2) 学校の臨時休業に係る対策本部会議の開催に関すること
 - ① 直ちに本部会議を開催し、感染拡大防止策として、速やかに臨時休業の措置を行う等、今後の対応について協議する。

Ⅲ 基本的な感染拡大予防策

1 3つの条件が重なる場を徹底的に回避すること

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- (2) 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密接）

2 教職員、児童生徒の健康状態の徹底的な把握に努めること

- (1) 家庭と連携した毎朝の検温と風邪症状の確認（家族も含む）について
 - ① 「健康観察票」を用いて、児童生徒とその家族の健康状況を確認する。
- (2) 登校前に確認できなかった児童生徒の学校での確認について
 - ① 登校時に教室に入る前に、検温及び健康観察をする。その際、保健室や職員室に来室するように指導する。
- (3) 非接触型体温計の全教室配備
全学級に非接触型体温計を据え置くことができるよう準備中である。一日の中での定期的な検温等に活用する。

3 手指、施設・設備の消毒を徹底的に行う

- (1) 手洗い、咳エチケットの徹底について
 - ① 正しい手洗いや咳エチケットについて、指導する。
 - ② 各教室入口に消毒用エタノールを設置する。
- (2) 毎日の施設・設備の消毒について
 - ① 清掃時間は基より、教職員による消毒や清掃により、良好な環境衛生を保つ。

Ⅳ 学校での感染拡大予防策

1 環境衛生の徹底に関すること

- (1) 換気の徹底について
 - ① 教室等の換気を常に行う。（2方向の窓を同時に開けるなどの措置）
 - ② 原則、休み時間ごとに窓を開けることは基より、天候に応じて常時、窓を半開、又は全開にして換気に努める。その際、衣服等による体温調節にも配慮する。
 - ③ エアコン使用時においても換気を行う。
- (2) 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用について
 - ① 学校教育活動においては、マスクを着用し、飛沫の飛散を防ぐ。
 - ② マスクがない児童生徒には、学校から配付する。

(3) 学校施設・設備の消毒について

- ① 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、ドアノブ、手すり、スイッチ等を毎日定期的に消毒し、施設等の清掃を行いながら環境衛生を良好に保つ。

2 給食に関すること

(1) 調理作業や配食等について

- ① 学校給食衛生管理基準に基づき、調理作業や配食等を行うよう徹底する。
- ② 給食の配食を行う児童生徒や教職員の健康管理・衛生管理を徹底する。配食時もマスクをする。
- ③ 会食時は机の配置の工夫をし、会話を控えるようにする。

V 家庭にお願いする感染拡大予防策

1 手洗いうがいの励行とマスクの準備に関すること

(1) 手洗いの仕方や咳エチケットについて

- ① 正しい手の洗い方や咳エチケットの知識について、家庭でも指導していただくよう依頼する。
※「新型コロナウイルス感染症に『感染しない、させない』」を各家庭に配布する。

(2) マスクの準備について

- ① 各ご家庭において、市販のマスクの購入、または手作りマスクの作成など、準備を依頼する。

2 行動変容や強い行動自粛の呼びかけについて

(1) 不要不急の外出を控えること

- ① 児童生徒やその家族を含め、3つの条件（密閉・密集・密接）が重なる場所や機会を避けるよう要請する。

3 健康観察と出席停止に関すること

(1) 学校への報告・連絡について

- ① 万が一、児童生徒やその家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、直ちに学校へ連絡をする。

(2) 健康状況の把握について

- ① 毎朝の検温及び風邪症状等の確認を行う（家族を含む）

(3) 出席停止の扱いについて

- ① 本人及びご家族が発熱等の風邪の症状が見られるときや体調不良の場合は、無理をせず、自宅で休養するよう指導する。欠席した場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として扱う。

4 抵抗力を高めること

(1) 家庭における対応について

- ① 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

VI 学校の教育活動

1 学習指導に関すること

(1) 学習活動の工夫について

① 以下に掲げるものなど感染症対策を講じたてもなお感染リスクの高い一部の学習活動については、当分の間、実施しない。その際、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導を家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案など、工夫をする。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で接触したりする場面が多い活動
- ・児童生徒が密集しての長時間の活動

(2) 授業時数の確保について

① 学校行事について

運動会、体育祭、校内音楽会、始業式、終業式を中止とする。

② 市全体の行事について

仲良し運動会、仲良し音楽会、学習発表会を中止とする。

③ 夏季休業日は令和2年8月1日（土）～令和2年8月24日（月）までとする。

④ 冬季休業日は令和2年12月26日（土）～令和3年1月5日（火）までとする。

★ 分散登校により授業時数が更に減少する場合、長期休業の更なる短縮、土曜授業の実施を含めて、各校で検討する。

2 学校行事や校外学習等に関すること

(1) 延期や自粛について

① 修学旅行や宿泊学習、さらには公共交通機関や借上バス等を利用した校外学習（遠足や施設訪問）などは、2学期以降に延期する。（2学期以降の実施可否については、今後の感染状況等を踏まえて6月中に判断をする。）

② 授業参観やPTA行事など、学級や体育館等に大人数が密集する機会や場면을自粛する。

③ 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）は、毎学年6月30日までに行うこととなっているが、学校医や学校薬剤師等との協議の上、実施時期について決定する（当該年度末日までに実施対応可）。

(2) 部活動について

① 当面の間、基本的に行わないこととする。ただし、体カトレーニング等を各学校の工夫で行う。

VII 放課後児童クラブや放課後等デイサービス^{*1}との連携

1 放課後児童クラブとの連携について

放課後児童クラブと情報交換し、児童の安全を最優先に考え、学校預かりの検討を行う。

2 福祉事業者との連携に関すること

(1) 情報共有や連絡体制について

① 児童生徒の健康状況や利用する家庭の確認のため、学校と福祉事業者と密接

に連携する。

3 学校施設開放に関すること

(1) 学校施設の利用について

- ① 放課後児童クラブや放課後等デイサービスの活動において、密集性を回避し、感染を防止する観点から、学校の校庭や体育館等が利用可能である場合は、積極的に学校施設を活用させる。
- ② 社会体育への学校開放については、当面の間、校庭のみとする。

※1 放課後デイサービスとは、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う障害福祉サービス

Ⅷ その他

1 児童生徒の心のケア等に関すること

(1) 学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察について

- ① 的確な把握と健康相談等の実施、家庭と連携し情報を共有することで、心の健康問題に適切に対応する。その際、さわやか相談員やスクールカウンセラーとも連携をする。
- #### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別防止について
- ① 偏見や差別は断じて許されないものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。